

## 第50号議案

### 笠松町下水道条例の一部を改正する条例について

笠松町下水道条例（平成3年笠松町条例第17号）の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和5年9月6日提出

笠松町長 古田 聖人

### 笠松町下水道条例の一部を改正する条例

第1条 笠松町下水道条例（平成3年笠松町条例第17号）の一部を次のように改正する。

第18条第1項中「合計額」の次に「(次条第2項の規定により設置した計量器があるときは、その使用料を加えた額)」を加え、同条第2項を削る。

第20条中「基本使用料」を「使用料（超過使用量を除く。）」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第18条関係）

基本使用料（1使用月につき）	超過使用料（1使用月1立方メートルにつき）		計量器使用料（1使用月1個につき）
排除量10立方メートルまで	排除量10立方メートルを超えて500立方メートルまで	排除量500立方メートルを超えるもの	
1,287円	143円	166円	195円

第2条 笠松町下水道条例の一部を次のように改正する。

別表中「1,287円」を「1,350円」に、「143円」を「150円」に、「166円」を「174円」に、「195円」を「200円」に改める。

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7年4月1日から施行する。

### (経過措置)

- 2 この条例第2条による改正後の笠松町下水道条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の公共下水道の使用に係る使用料について適用する。ただし、施行日前から継続している公共下水道の使用であって、施行日以後初めて支払を受ける権利が確定する使用料については、なお従前の例による。